



島根県報

平成25年10月29日（火）

号外 第 158 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	3
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	（建 築 住 宅 課）	4

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第73号）

1 規則の概要

益田県土整備事務所津和野土木事業所に「災害事業調整スタッフ」、「災害用地課」及び「災害工務課」を設置することとした。（第64条関係）

2 施行期日

平成25年11月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
レーザー回折式粒度分布測定装置	1時間につき	560円
ガス吸着測定装置	1時間につき	1,180円
帯鋸盤	1時間につき	220円
非接触表面形状測定機	1時間につき	1,280円
CADインターフェイス（ANSYS）	1時間につき	50円
クランプオンパワーハイテスタ	1時間につき	50円

(2) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

金属試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
表面処理試験	サイクル試験	試験時間が24時間までの場合 1試験につき 12,680円
		試験時間が24時間を超える場合 1試験につき12,680円にその24時間を超える 24時間までごとに8,150円を加算した額

2 施行期日

平成25年11月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第75号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例中別表の改正規定の施行期日は、平成25年10月29日とすることとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第73号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第64条第4項の表益田県土整備事務所津和野土木事業所の項中

「

工務第二課	工務第二係	を
-------	-------	---

」

「

工務第二課	工務第二係	に改める。
災害事業調整スタッフ		
災害用地課		
災害工務課		

」

附則中第35項を第36項とし、第5項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第64条第4項の表に掲げる課又はスタッフのうち、益田県土整備事務所津和野土木事業所災害事業調整スタッフ、災害用地課及び災害工務課は、平成29年3月31日まで置かれるものとする。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1の1の表中	ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,820円	を
-----------	-----------------	--------	--------	---

」

「

ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,820円	に、
レーザー回折式粒度分布測定装置	1時間につき	560円	
ガス吸着測定装置	1時間につき	1,180円	

」

「

絶対反射率・透過率測定装置(自動角度可変)	1時間につき	300円	を
-----------------------	--------	------	---

」

「

絶対反射率・透過率測定装置（自動角度可変）	1時間につき	300円	に改める。
帯鋸盤	1時間につき	220円	
非接触表面形状測定機	1時間につき	1,280円	
CADインターフェイス（ANSYS）	1時間につき	50円	
クランプオンパワーハイテスタ	1時間につき	50円	

」

別表第2の9の項中

	3 腐食試験	試験時間が24時間までの場合 1 試験につき 9,450円 試験時間が24時間を超える場合 1 試験につき9,450円にその24時間を超える24時間までごとに4,360円を加算した額	を
--	--------	--	---

	3 腐食試験	試験時間が24時間までの場合 1 試験につき 9,450円 試験時間が24時間を超える場合 1 試験につき9,450円にその24時間を超える24時間までごとに4,360円を加算した額	に
	4 サイクル試験	試験時間が24時間までの場合 1 試験につき 12,680円 試験時間が24時間を超える場合 1 試験につき12,680円にその24時間を超える24時間までごとに8,150円を加算した額	

改める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年10月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第75号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成25年島根県条例第43号）中別表の改正規定の施行期日は、平成25年10月29日とする。